

# 初山小学校いじめ防止基本方針（概要）

「いじめ」とは児童・生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。～いじめ防止対策推進法 第2条 一部省略～

上記に示すように、「いじめ」は児童の心身又は財産に重大な被害をもたらしたり、児童が学校に登校できない事態を生じさせたり、ひいては生命に危険を及ぼしたりする可能性が大きく、重大かつ迅速な対応が求められている懸案事項である。

本校では「**はつらつとした子 やさしい子 まなぶ子**」をめざす児童像に定め、全ての児童が笑顔で毎日登校できる、いじめのない学校づくりに取り組んでいる。

そこで、『いじめ未然防止』の対策・対応を全教職員・保護者・地域及び関係諸機関一丸となって進める。いじめの防止、早期発見、いじめに対する措置を実効的なものにしていきたい。そのために、法により新たに規定されたいじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容を明確にするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止及び根絶を目指した取組を定める。

## 【めざす児童像】

- はつらつとした子** 礼儀正しく、反応が良く、機転が利く子供 心身を鍛え、自ら健康・安全管理ができる子供  
**やさしい子** 積極的に相手と関わり、助け合い、高め合い、深め合うことができる子供  
**まなぶ子** 自分のめあてに向かって、粘り強く、学び続ける子供

## いじめ防止対策委員会

校内におけるいじめの防止、早期発見、いじめに対する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。本校においては学校規模に鑑み、全教職員をもって「いじめ防止対策委員会」を組織するが、事案発生の疑いがある場合は、教頭・教務主任・生活指導主任・学級担任が連携を取り、迅速かつ正確な事実確認のための聞き取り調査を行う。また、いじめの事実が確認できた場合には、直ちに校長のリーダーシップの下、いじめ対策委員会を中心として児童への指導、保護者への連絡を行うと共に、教育委員会と連携して対応していく。

### 専門家・外部関係者

本校における専門家・外部関係者は、必要に応じてスクールカウンセラーの派遣を要請する。

### PTA・地域との連携

初山小PTAや初山教育振興会議関係者等とともにいじめ問題について協議する機会を設け、いじめ根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。

### 関係機関との連携

いじめの実態に応じて、竜崎市教育委員会の指導を受け、各関係機関や管轄警察署等との連携を行う。

### 児童会としての取組

児童会活動において、「いじめゼロ宣言」の策定を目指し、全校的な議題としていじめに関わる問題を取り上げるなど、児童が自主的に取り組む活動を計画的に仕組み、指導・支援する。

## いじめ問題への取

### いじめの防止

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携を強化し、いじめ問題を自分たちの問題と捉えられる児童の自己指導能力の育成に努める。

- ① 定期的な生活アンケートと面談の実施
- ② 生徒指導の機能した「わかる」授業のための授業改善
- ③ よりよい学級集団づくり
- ④ 道徳教育・特別支援教育・人権教育・情報教育の充実
- ⑤ 児童会活動の充実
- ⑥ 校内相談窓口の設置
- ⑦ 外部機関等の周知・連携

### いじめの早期発見

児童に関する情報を全教職員で共有化することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談を実施することにより、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。

- ① 教職員による観察や情報交換の工夫
- ② 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施
- ③ 教育相談体制の整備と学校内外の専門家活用
- ④ P T Aや地域の関係団体と連携した情報の収集
- ⑤ 学校以外の相談窓口についての周知・広報

### いじめに対する措置

いじめと思われる事案の発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すと共に、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- ① いじめの発見や相談の際の正確かつ迅速な把握
- ② いじめ対策委員会を中心とした組織的な対応
- ③ いじめられた児童及び保護者への支援
- ④ いじめた児童への指導又は保護者への助言
- ⑤ いじめを抑止し、いじめを許さない集団づくり
- ⑥ 警察や法務局等との適切な連携によるネット上のいじめへの対応

### 重大事態発生時の対応

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた、相当な期間学校を欠席することを余儀なくされた、児童や保護者から申立があった、このような場合には重大事態発生と判断する。

- ① 重大事態を認知した場合の迅速な発生報告
- ② 教育委員会と連携した調査主体の決定
- ③ 教育委員会と連携した調査組織の決定
- ④ 事実関係を明確にするための調査の実施
- ⑤ いじめられた児童が死亡した場合の対応と配慮
- ⑥ 調査結果の設置者への報告及び被害者への説明

### (いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

### (学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

### (保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

### (いじめに対する措置)

- 第23条 ① 教職員は、児童生徒から相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、校内の「学校いじめ対策組織」への通報等の適切な措置をとる。
- ② 学校は、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を当該学校の設置者に報告する。